

障害福祉サービス事業就労継続支援（A型）事業所ワークワーク運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社ユーモアが開設するワークワーク（以下「事業所」という。）が行う指定就労継続支援（A型）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定就労継続支援（A型）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を雇用し就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

ワークワーク

(2) 所在地

静岡県浜松市中央区上島4丁目28番1号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤兼務）

管理者は、当該指定就労継続支援（A型）の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し指定就労継続支援（A型）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1人（常勤兼務）

サービス管理責任者は、ここの利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行うとともに従業者に対し必要な技術指導を行う。

(3) 職業指導員 6人以上（常勤専任）

職業指導員は、作業訓練における各個人の課題を見極め、作業スキルの習得・向上に関することに従事する。

(4) 生活支援員 1人以上（常勤専任）

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関する事に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。その他、事業所が(株)ユーモアと協議の上決める。
ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前9時00分から午後4時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、20人とする。

(指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く))

第7条 指定就労継続支援(A型)(生産活動に係るものを除く)の内容は、次のとおりとする。

(1) 個別支援計画の作成

(2) 事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供

(3) 施設外支援の実施

(4) 施設外就労の実施

(5) 上記を通じて一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援

(6) (2)～(4)を目的として、必要な指導等を実施するものとする。

(支給決定障害者から受領する費用の額)

第8条 雇用契約を締結していない支給決定障害者に対し、指定就労継続支援(A型)を提供した際には、当該支給決定障害者から当該就労継続支援(A型)に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援(A型)を提供した際は、支給決定障害者から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第29条第3項第1号に掲げる額又は法第30条第3項各号に定める額を合計した額の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、支給決定障害者から徴収する。

(1) 食事の提供に要する費用 食事は各自で準備または持参することを原則とするが、事業所にて弁当を手配した場合は、その実費分を利用者が負担するものとする。

(2) 日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービスの内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額(障害者総合支援法施行令第17条に規定する負担上限月額をいう。)を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る))

第10条 指定就労継続支援(A型)(生産活動に係るものに限る)の内容は、次のとおりとする。

- (1) 自動車部品の加工、検品
- (2) リサイクル店舗商品の加工、検品
- (3) 自社プリント事業に係る製造、加工、発送業務
- (4) 自社通所介護事業、放課後等デイサービスへの派遣清掃等業務
- (5) 古物の売買に係る業務
- (6) その他前各号に附帯する一切の業務

第11条 利用者賃金及び利用者労働時間

- (1) 雇用契約を締結している利用者賃金は最低賃金以上とする。(最低賃金の減額の特例許可申請に準ずる場合あり)
- (2) 雇用契約を締結していない利用者それぞれに支払う一月あたりの工賃の平均額は三千元以上とする。
- (3) 利用者労働時間は、原則として実労働時間4.5時間 休憩1時間とする。ただし、個別の状況や特性及びその希望を踏まえ増減するものとする。(最大6時間まで)

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 ※利用者が留意すべきことを記載(ルール等)

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に事業者へ届け出るものとする。
- (2) 利用者は、秩序に従って相互の親睦をふかめる。
- (3) 利用者は共有設備についてモラルを持って使用するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、浜松市全域とする。ただし通常の実施地域以外の利用希望者があれば実施する場合もある。

(主たる対象者の障害の種類)

第14条 事業の主たる対象者とする障害の種類

主たる対象者は特定しないが、事業所の形状を理由に、下肢不自由者はサービスの提供困難なため応相談とする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

また、訓練の実施にあたり、地域住民との連携に努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第16条 指定就労継続支援(A型)の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止のための措置)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 虐待防止責任者の設置
- (3) 虐待防止委員会の設置及び定期的な委員会の開催
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第18条 事業所は、就労継続支援A型の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(苦情解決)

第19条 提供した指定就労継続支援(A型)に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定就労継続支援(A型)に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援(A型)事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場

合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 提供した指定就労継続支援（A型）に関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定就労継続支援（A型）の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した指定就労継続支援（A型）に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援（A型）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力するものとする。

（従業者の研修）

第20条 事業所は、当該事業所従業者等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、身体拘束等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- （1）採用時研修 採用後12月以内
- （2）虐待防止に関する研修 年1回
- （3）権利擁護に関する研修 年1回
- （4）身体拘束に関する研修 年1回

（その他運営についての重要事項）

第21条 事業所は、利用者に対し適切な指定就労継続支援（A型）を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業者は、利用者に対する指定就労継続支援（A型）の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援（A型）を提供した日より5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ユーモアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附則

この規程の改定は、平成 24 年 10 月 11 日から施行する。

附則

この規程の改定は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この規程の改定は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この規程の改定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程の改定は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この規程の改定は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この規程の改定は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この規程の改定は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この規程の改定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程の改定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程の改定は、令和 4 年 1 月 10 日から施行する。

附則

この規程の改定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。